

(趣旨)

第1条 市が執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するもの（以下「工事」という。）をいう。）及び工事に関連する設計、調査、測量等の業務（以下「建設工事関連業務」という。）については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(工事等の執行方法)

第2条 工事及び建設工事関連業務（以下「工事等」という。）の執行方法は、直営、請負又は委託によるものとする。

(直営又は委託による工事等)

第3条 工事等は、次に掲げる場合においては、直営で執行する。

- (1) 請負又は委託に付することが不相当と認めるとき。
- (2) 特に緊急を要し、請負又は委託に付する時間的余裕がないとき。
- (3) 請負契約又は委託契約を締結することができないとき。
- (4) 特に直営とする必要があると認めるとき。

2 直営又は委託による工事等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加しようとする者は、市長が別に定めるところにより、入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

(入札の手続)

第5条 工事等の入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札者」という。）は、入札に係る設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、入札に参加するものとする。

- 2 入札は、入札書（別記様式）を指定の期日に、市長に提出して行わなければならない。
- 3 前項の規定により提出する入札書は、その内容が透視できない封筒に封かんされ、当該封筒に当該入札で定められた必要事項が記載されたものでなければならない。

(代理人及び委任状)

第6条 入札者は、代理人を使用して入札させようとするときは、委任状を提出しなければならない。

- 2 代理人は、同一の入札について、2人以上の代理をすることができない。
- 3 入札者は、同一の入札について、他の入札者の代理をすることができない。

(入札の取消し)

第7条 入札者は、いったん提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(入札の取りやめ等)

第8条 市長は、入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の無効)

第9条 栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号。以下「財務規則」という。）第75条に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 第5条第2項又は第6条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したとき。

2 財務規則第75条第1項第5号に該当する場合には、当該工事等の当該入札者のその後の入札を無効とすることができる。

(落札)

第10条 落札者は、有効な入札のうち、予定価格以内で最低金額の入札をした者とする。ただし、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用する入札の場合は、それぞれの定めにより、落札者を決定するものとする。

- 2 設計付入札又は総合評価落札方式による入札の場合は、設計の良否又は技術評価及び価格を勘案して、総合的に優れた者を落札者とする。
- 3 落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、抽せんにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しないものがあるときは、入札事務に関係のない職員をしてこれに代わり抽せんさせることができる。
- 4 入札をして落札者が決定しないときは、入札者にさらに入札書を提出させて、再度入札をすることができる。ただし、第1項ただし書に規定する低入札価格調査制度又は最低制限価格制度により失格となった入札者は、再度入札に参加することはできない。
- 5 市長は、落札後速やかに落札者に文書又は口頭をもってその旨を通知する。

(契約書の提出)

第11条 前条第5項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から7日以内の期間に、市長が別に定める契約書を作成して市長に提出するものとする。

- 2 前項の期間の計算に当たっては、栃木市の休日を定める条例（平成22年栃木市条例第2号）に規定する休日は、当該期間に算入しないものとする。
- 3 第1項の期間内に契約書を提出しないときは、その落札は効力を失う。
- 4 請負代金の変更その他工事等の内容等に変更があるときは、請負契約を変更しなければならない。この場合において、請負者は、速やかに、市長が別に定める変更契約書を作成して、市長に提出しなければならない。

(工事に係る契約保証金の免除の特例)

第12条 市長は、入札に付する額が500万円以上の工事の請負契約を締結しようとするときは、財務規則第89条第1項第3号及び第6号の規定にかかわらず、当該契約に係る契約保証金を免除しないものとする。

(前金払)

第13条 市長は、工事の請負代金の額(継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあつては、当該支出すべき年度における額)が200万円を超える契約に係る支出については、1契約につき、10分の4を超えない額の範囲内で前金払の方法によることができる。

2 市長は、前項の規定による前金払をした工事で、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項各号に規定する要件に該当するものについては、請負代金額の10分の2を超えない範囲内で、中間前金払(同項の規定による前金払に追加してする前金払をいう。)をすることができる。

3 市長は、建設工事関連業務の請負代金の額(継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあつては、当該支出すべき年度における額)が100万円を超えるの契約に係る支出については、1契約につき、10分の3を超えない額の範囲内で前金払の方法によることができる。

(平28規則15・令3規則2・令3規則51・令7規則45・一部改正)

(準用)

第14条 第5条から第8条まで、第10条第5項及び第11条から前条までの規定は、随意契約による場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第5条第1項	工事等の入札(以下「入札」という。)に参加する者	随意契約について見積書を提出しようとする者
	入札者	見積者
	入札に係る	随意契約に係る
	入札に参加する	見積書を提出する
第5条第2項	入札は	随意契約は
	入札書(別記様式)	見積書
	指定の期日	市長が指定した期日
第5条第3項	入札書	見積書
	入札者	見積者
第6条第1項	入札者	見積者
	入札	随意契約に係る見積書を提出
第6条第2項	入札	随意契約に係る見積書の提出
第6条第3項	入札者	見積者
	入札	随意契約に係る見積書の提出

第7条	入札者	見積者
	入札書	見積書
第8条	入札者	見積者
	入札を	随意契約を
	入札に	随意契約に
	入札の執行	随意契約
第10条第5項	落札後	契約の相手方を決定後
	落札者	当該契約の相手方
第11条第3項	落札	契約の相手方の決定
第12条	入札	見積り

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月29日から施行する。

(西方町の編入に伴う経過措置)

- 2 西方町の編入の日の前日までに、編入前の西方町建設工事等執行規則(平成9年西方町規則第5号)又は栃木地区広域行政事務組合建設工事等執行規則(昭和59年栃木地区広域行政事務組合規則第6号)(し尿又は消防に係る工事等に関する部分に限る。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平23規則86・追加、平25規則53・旧第3項繰上)

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

- 3 岩舟町の編入の日の前日までに、編入前の岩舟町建設工事等執行規則(平成9年岩舟町規則第7号)又は解散前の栃木地区広域行政事務組合建設工事等執行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平25規則53・追加)

附 則(平成23年規則第86号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第53号)

この規則は、平成26年4月5日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の栃木市建設工事等執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の栃木市建設工事等執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和7年規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の栃木市建設工事等執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別記様式(第5条関係)

(その1)

		(第 回)	
入 札 書		年 月 日	
(あて先)栃木市長			
		住 所 商号又は名称 代表者の氏名	㊟
1 工 事 名			
2 工 事 箇 所			
3 金 額	¥ _____		
4 入札保証金	¥ _____		
栃木市財務規則、栃木市建設工事等執行規則、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、上記のとおり入札しました。			

備考 入札書は、封筒に入れ、表面に工事名、工事箇所、住所及び氏名を記載する。

(その2)

		(第 回)	
入 札 書		年 月 日	
(あて先)栃木市長			
		住 所 商号又は名称 代表者の氏名	㊟
1 委託業務名			
2 委 託 箇 所			
3 金 額	¥ _____		
4 入札保証金	¥ _____		
栃木市財務規則、栃木市建設工事等執行規則、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、上記のとおり入札しました。			

備考 入札書は、封筒に入れ、表面に委託業務名、委託箇所、住所及び氏名を記載する。

別記様式（第5条関係）